

盛岡広域振興局長告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年6月6日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200634	株式会社ウェルファム	ヘルパーステーション鶴亀	紫波郡矢巾町大字高田第15 地割28番地14	平成29年5月31日